

令和 5 年 度 交通遺児奨学生募集要項

公益財団法人 長 崎 県 育 英 会

〒850-0035 長崎市元船町17番1号 長崎県大波止ビル3階

TEL (095) 895-7530

FAX (095) 820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

この奨学制度は、交通事故により不幸にして、保護者等を失った遺児のうちで経済的な理由により修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより奨学の途を開き、立派な人材を育成することを目的としています。

修学については、本人に十分な熱意があり、かつ保護者が十分な理解を有している者のうち、奨学制度の主旨を理解し、将来奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の条件をすべて満たす者

- ① 長崎県内に住所を有する者の子など
- ② 家計の支持者又は保護者が、交通事故（陸上・海上・航空）により死亡した家庭の遺児
- ③ 高等学校及び高等専門学校（専攻科、通信制は除く）又は大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る）に在学する者（大学院、通信制は除く）
- ④ 経済的理由により修学が困難な者

※ 他の奨学金制度との併願・併給は可能です。

ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（給付型奨学金を除く）、及び本会の他の奨学金と重複して貸与を受けることはできません。

2 採用人数 若干名

3 募集期間 令和5年4月3日（月）～5月8日（月）〈育英会必着〉

4 奨学金の貸与

	貸 与 月 額		貸 与 期 間
高 等 学 校 高 等 専 門 学 校	10,000円 20,000円 30,000円 35,000円 ※いずれかの金額を選択できます		正規の最短修業期間
大 学 等	国公立	35,000円	
	私立	41,000円	

5 出願手続

高等学校・高等専門学校は在学する学校に、大学等は直接本会に、出願書類を提出してください。
 ※出願書類は、採否に関わらず原則としてお返しできません。

6 採用決定 7月下旬(予定)

学校長を通じて出願者に通知します。

なお、願書の記入字体が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は、類似する標準文字になりますので、御了承ください。

7 貸与金の返還(無利子)

卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、定められた返還期間内で年賦、半年賦、月賦又は月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければなりません。

ただし、貸与金の半額は返還を免除します。

また、卒業後上級学校に進学する場合等は、願い出によって在学中は返還を猶予することができます。

8 その他

年度途中において資格に該当する事由が生じた場合は、当該年度中において随時出願できるものとします。

※ 家計(所得)の基準について

本会が設定する所得基準額以下となります。

[所得基準額 \geq (収入金額から算出した所得額) - (控除額)]

【収入の目安】(国公立自宅生の場合)

	給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
	4人世帯 所得基準額206万円	5人世帯 所得基準額221万円	4人世帯 所得基準額206万円	5人世帯 所得基準額221万円
高校等	665万円	731万円	291万円	337万円
大学等	3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円	3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円
	657万円	747万円	286万円	349万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。